

「担当者メモ」も含め一切の資料の提出を 原告側「文書提出命令申立」の補正書提出

第6回公判(3月13日)での申し合せに従って、国側は、3月27日付で「文書提出命令申立てに対する意見書」の補充書を裁判所に提出した。この中で国側は、伊方原発を実質的に審査した、原子炉安全専門審査会第86部会およびその各グループの、審議経過を記載した文書としては、「忘備録として、たまたま作成した文書(いわゆる担当者メモ)が、右担当職員の手元に残っている」だけであること。そして、「第86部会の各委員が作成した審査報告資料は存在しない」こと、などを述べている。

この文書を検討した上で、弁護団は、4月8日付で、「文書提出命令申立」を補正する準備書面(五)を裁判所に提出した。この中で、国側の釈明をもとに、下記のように、提出を求める文書を確定して指定するとともに、第6回公判での国側の弁明を批判する形で、原告側の主張の補足がされている。

原告側は、「かかる重大な記録文書を「担当者メモ」と呼称し、これを原子力局の一担当職員の私物として処理せんとする如き被告の態度自体に、原告らは本件安全審査手続の根本的欠陥を認めざるを得ず、かつ又、我国原子力行政を私物化する限り被告始め科学技

術庁原子力局の住民無視の姿勢に対して、心底からの憤りを禁じ得ないのである」と、安全審査の根底に横たわる行政の不まじめさを追及している。

さらに、企業からの申請内容の手直しを指示しているとの、第6回公判での国側の弁明を、次のように手きびしく批判している。

「審査手続においては、正に審査対象である申請と審査(その評価)との未分化及び原子力局を介した申請企業と審査担当部会の癒着が如実に示されている。そこでは何が審査の対象で、その審査過程がどうであるかが、国民や地元住民に全く不分明であり、むしろ規制者側が申請の手直しを助言し、申請者と一体となって、やみくもに原子力発電所の設置を推進しているとの印象を避け得ないのである」と。そして、「かかる重大な瑕疵を明らかにするためにも、原告らの申立てた右手続文書のすみやかな提出が求められるべきである」としめくくってある。

原告側の申立に対する裁判所の判定は、早ければ第7回公判前にも出されるのではないかと予想されている。村上新裁判長が、全く理にかなった原告側の主張を受け入れ、国側の誤った姿勢を正されんことを期待したい。

記

原告側が要求した「文書」の内容

伊方発電所原子炉設置許可手続及びその設置変更許可手続に関し作成された以下の文書の原本又は写一切。

1. 右許可申請書及び添付書類以外の、四国電力株式会社が被告（科学技術庁ないし原子力委員会を含む）に対して提出した調査資料、参考資料一切。

2. 原子力委員会の議事録一切。

3. 安全専門審査会の議事録及び審査に際し同審査会に提出された部会報告書及びその付属資料一切。

4. 第86部会及びその各グループ並びに

第97部会の審議及び調査（但し現地調査を含む）の経過ないしその結果報告の記録（一括して単に部会審査記録という）、即ちいわゆる担当者メモ一切。

5. 科学技術庁原子力局が原子力委員会、原子炉安全専門審査会、又は第86部会に各提出した左記の報告資料、参考資料（資料名省略）

第7回公判

5月29日午後2時 松山地裁大法廷

「文書提出命令」をかちとり、本格的な追撃の準備を進めよう。

ビューール（独）とシカゴ（米）の住民 原発裁判に勝利

3月と4月に、たて続けに、ドイツとアメリカで相次いで、原発の建設中止を求める住民の裁判斗争が勝利を収めました。すでに新聞報道でご存じの方も多いと思いますが、目にふれておられない方もかなりおられるようですので、以下に新聞記事の紹介をしておきましょう。これらのニュースが伝わると、「伊方は先を越されたな」とか、「これで裁判長も手本ができてやり易くなったな」など、喜びと激励の声が事務局にも届けられています。原告弁護団は、これらの記事を早速コピーして、甲第17号証として、4月15日付で裁判所に提出しました。なお、事務局としては、両裁判の訴状と判決文の入手に努力しています。ビューール市の裁判につきましても、協力者のご尽力で、現地で斗っている

一科学者から、訴状と運動の状況を知らせる文書とが送られてきています。これらの資料は何らかの形で出版してもらうように頼んでいます。引き続き裁判所へも提出できるように準備したいと思っています。

建設中止の仮処分を勝ちとった ビューール市の農民パワー

西独の南西、フランスとスイスとの国境に近いビューール市の住民の訴えに対し、隣の市のフライブルグ行政裁判所は、3月21日、住民の意志も確めないままに建設をはじめようとしていた原子力発電所に、「判決が出るまで建設を見合わせよ」との仮処分命令を出した。しかもこの命令は、「電力需要ひっ迫の見通しが明らかでない一方、原発建設はこ

の地方の環境と生態系に影響を与え、住民の生活権を犯す恐れがある」という厳しい理由を付けている。

ビュール市はライン上流の小さな町で、東側には広大な森林地帯が広がり、ブドウ畑の丘がつらなる景勝地。ここへ2月18日、原発建設のクレーン車や作業員がどっと繰り込んできたため、反対斗争は激化。反対運動の主体は、ブドウ栽培の農民。それに、西独各地や、長い間いがみ合ってきたフランスのアルザス地方からも環境保護運動の人たちや、学生も応援に駆けつけた。いずこも同じで、機動隊は寒空の下で、住民を放水で追い散らす。住民の側も現地にも小屋を建て、テントをはって建設用地を占拠。監視所を建てて腰弁当の農民たちが交代で詰めかけ、オカアチャンたちは炊出しで協力。

こうした運動の高まりの中で、画期的な仮処分を勝ちとったのである。この原発は、西独の新エネルギー政策の一部で、1985年までに全国で予定されている40ヶ所の一つ。それだけに、西独の推進者たちにとっては、暗い前途の前ぶれと映ったことであろう。(毎日新聞、3月23日号、ボン特派員発の記事から要約)。

原発建設禁止の判決

シカゴ裁判所、米原子力委員会にお灸さる4月1日、シカゴ連邦控訴裁判所は、昨年8月に設置を許可された、ミシガン湖にのぞむインジアナ州のベイリー原子力発電所の建設を、永久に中止するよりの判決を下した。その理由は、米原子力委員会自体がきめている、発電所周辺の低人口地帯の規定に反しているからということ。すなわち、この規定では、原発から3.2キロ以内に2万5千人以上の町があってはいけないことになっているのに、この発電所から、1.6キロのところ、ポーツジという町の境界があり、この町の人口は、1980年には、2万9千人になると予想されるからである。

さらに、近くの国立公園にも毎年多くの人が訪れることや、また敷地から1.6キロの所に、従業員7千5百人のUSスチール社の工場があることなども、その理由にあげられている。同裁判所は、「原子力委員会は、エネルギー危機を意識するあまり、自らの規定を破り、国民の健康と安全をおかした」と激しい口調で非難しているという。(読売新聞4月3日号、ワシントン特派員発の記事から要約)。なお、わが国には、低人口地帯に関する明確な規定すらない。

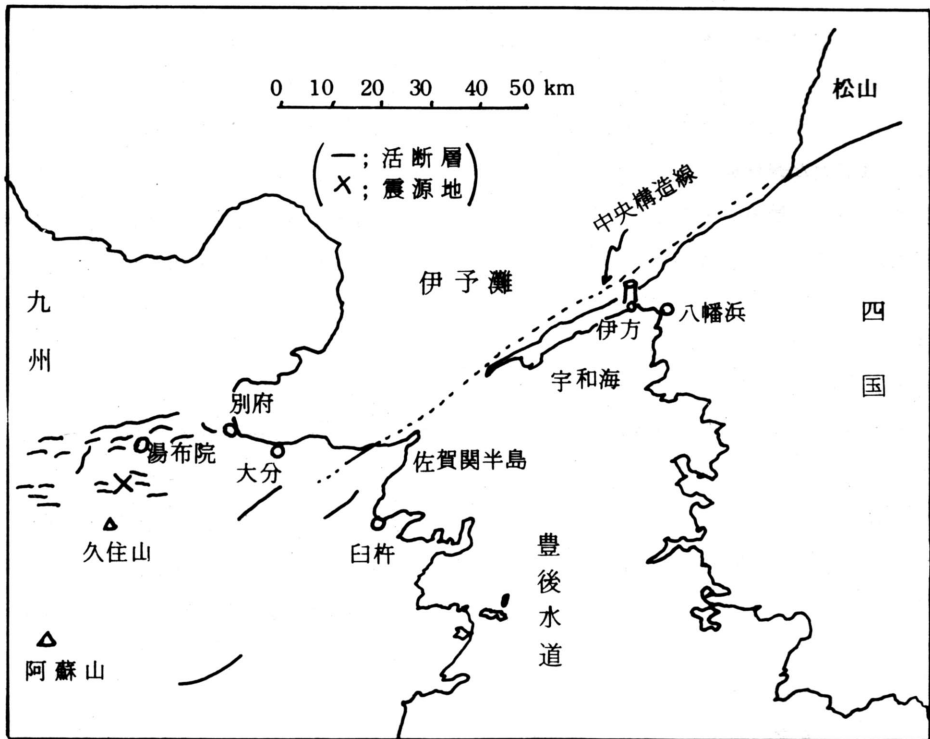
やっぱり「中央構造線」は地震の巣

「大分県中部地震」の教訓

さる4月21日、大分市の南西30~35キロ附近を震源地とした、マグニチュード、6.4の強い地震が発生した。この地震によって、別府と阿蘇を結んでいる九州横断道路は各所で陥没してヒビ割れを生じ、湯布院温泉にある鉄筋4階建てのホテルが腰くだけにな

るなどの被害が出た。气象台や地震学者によって、この地震は、阿蘇火山帯の郡発地震とは関係なく、地下約20キロでの断層地震であろうと推定されている。

この地震の震源地は、図に示したように、伊方行政訴訟での最大論点の一つ、「中央構



造線」上の、活断層地帯にはかならないのである。伊方のすぐ沖合を通過している「中央構造線」は、九州の佐賀関半島で陸に上って、九州を横断していると予想されているが、阿蘇火山帯の地層におおわれていることもあって、いまだに、その断層線は確認されていない。図に示したように、佐賀関半島の南北に、大きな活断層が認められている。南側の断層は、臼杵と熊本県の八代とを結ぶ、地質的な構造線につながっている。北側の活断層は、大分の南付近まで確認されているが、その先は不明である。しかし、地質学的な類似性からみて、これが伊方沖を通った「中央構造線」の延長であろうと推定されている。今回の地震は、この「中央構造線」の延長上にある、小さな活断層群、「別府構造線」の近くで発

生したのである。

活断層である「中央構造線」に地殻の歪のエネルギーが蓄えられて、大型地震の震源地となるということは、地質・地震学者によって推定されているが、今回の地震は、改めてこのことを立証したといえる。伊方行政訴訟での原告側の追及に対し、国側は、「中央構造線は沖合5～8キロの所を通過して問題ない」とし、一方で、伊方から14キロの宇和海側の地点で、1749年に発生した、深さ30キロ、マグニチュード7.0の宇和島地震を、最大地震と見たてて、耐震設計基準でOKだと主張している。いわゆる耐震設計なるものも全くあてにならないが、最大地震の推定法も不明確である。すなわち、国側は、活断層であり、震源帯でもある「中央構造線」

と地震との関係を、わざと、ぼやかしている
のである。いわゆるラスムツセン報告の中に
のべられている。米国での地震評価法による
と、米国では「各断層の特性によって示され
ているような起こり得る最大マグニチュード
地震は、原子炉サイトに最も近い断層点で発

生すると仮定される」(付点は引用者)とな
っている。

今回の「大分県中部地震」は、改めて、
「中央構造線」を震源帯としてはっきりと浮
きぼりにし、国側の机上計算の基礎を、大き
くゆり動かしたといえるだろう。

美浜 1 号の後を追う 2 号

燃料棒の曲りも再発

さる1月8日に、蒸気発生器からの放射能
漏れのために運転を停止して以来、全く音沙
汰のなかった美浜2号機について、5月6日
福井県から、関西電力による調査結果が発表
された。各新聞の記事によると、美浜2号機
に設備されている二基の蒸気発生器のうちの
一つ、A発生器の中の細管一本にピンホール
があいていること、それに、A、B両発生器
を合せて合計6,500本ある細管のうちの
266本に腐蝕による減肉(細管の肉厚が薄
くなる)現象が発見されたという。そして、
「ピンホール及び減肉の原因については更に
検討が必要」と関西電力は言っているとのこ
と。

運転停止後4ヶ月もたって、ようやく、こ
の程度のことしか発表できないということに
奇異な感をもたざるを得ない。今回は、ピン
ホールを見つけ出すのに長時間かかったらし
いが、減肉を測定するには、せいぜい1ヶ
月もあれば充分で、おそらく、発表に先立っ
て、毎度のように、「政治的配慮」が先行した
ためではないかと思われる。新しい型の蒸
気発生器、それも太鼓判を押してきたも
のがやられたのだから、通産省や科学技術庁、
あるいは県の評価もあるのかと思ったが、そ

れも全くなく、ただ「事実」だけを発表する
というもつに落ちない。もっとも、評価し
ようにも、どうしようもないということであ
ろうと、「同情」はできるが。

減肉の発生した場所については、1号機と
違って、細管のフレドめのために、細管の下
から上まで、合計6ヶ所に入れてある金属板
(バツフル・プレート、厚さ1.9センチ)の
附近がやられていたという。1号機では、細
管を上から支えている支持棒のところが腐蝕
していた。2号機では、それを「改良」する
ために、支持棒を10センチ巾から1センチ
巾の細身のものに変え、それだけ弱まった支
持力を、バツフル・プレートで補強しようと
したのであろう。ところが、今度はそこがや
られたのである。「原因は検討中」というこ
とだが、何のことはない、「こちらを立てれ
ば、そちらが立たず」ということである。

電力会社も政府も、「1号の蒸気発生器は
ウエスチングハウス社の下請け企業のCE社
がやったからだめだったので、ウエスチング
ハウス社がつくった2号のものは大丈夫」と、
さももっともらしく保証してきた。しか
し、われわれも指摘してきたように、それが
ウソであるということが白日の下に、さらけ

出されたのである。水と蒸気が入り混って複雑な流れを作っている蒸気発生器の中で、太さ2センチ、長さ4メートルほどの、ひよろ長い細管を、管に何の影響も与えずに、しっかりと支えるという技術を、熱交換器の専門メーカーであるCE社も、まして、電機メーカーであるウエスチングハウス社も、いまだにもにしていないということだけが、はっきりと確認されたのである。

電力会社は運転再開を急ぎ、一方、科学技術庁や通産省は、加圧水型原子炉(PWR)をかかえている各電力会社、わが四国電力もその一つ、に、「対策を充分にとれ」とハッパをかけているとのウワサも流れている。しかし、何度も言うことだが、科学や技術に近道はない。ほんとうの原因をじっくりと確かめない限り、真の解決も対策もあり得ないことはあきらかである。それを怠り、“政治的配慮”に気をうばわれ、あせればあせるほど、アリ地獄の様相を呈するだけであろう。

なお、今回の運転停止中の検査で、一昨年秋に発見された燃料棒の“曲り”が発見されていることが、通産省から国会に提出された資料で明らかになっている。ところが、ふしぎなことに、このことについては、これまでのところ全く何の発表もないのである。通

産省の資料によると、全部で121体ある美浜2号機の燃料集合体のうち、何と半数の62体に、燃料棒の間隔が1.7ミリ以下(正規のものでは3.4ミリ)のものが発見されたことになっている。前回には、「曲っている」として発表されたものが、16体であったことから見ると、4倍近い増加ぶりである。

昨年一月、曲った燃料集合体を取り替えただけで、原因も充分究明しないまま、強引に運転を再開してしまったことは、会員の皆さんの記憶にも新しいことであろう。その時、「燃料棒の上下に、延びてきた時のスキマを充分とってあるから、今後は曲ることはない」と大見得を切っていたものである。科学技術庁の保証は、ここでも正体をパクロしてしまったのである。原因を除去したどころか、使用時間が長びくにつれ、曲りもひどくなって行くということを示しているように思われる。

おそらく、原因究明ではなく、発表“対策”に苦慮しているために、事態の公表が遅れているのであろう。こういう人たちに、危険な原子力を委ねることが、どれほど危険なことであるかということを、ますます、大ぜいの人たちが学んで行くことであろう。

BWR(沸とう水型)も負けじと後を追う

4月26日の各新聞は、米国の核規制委員会(NRC)が、米国内の10基の沸とう水型原子炉(BWR)に対し、5日以内に、炉心の燃料棒の支え(チャンネルボックス)などに、挿入してある測定装置用のパイプの振動によるキズができていないかを点検して報

告するように命じたとの記事を掲載した。通常の異常事態の点検には、ふつう三週間程度の余裕があるのに、今回の5日以内という短い期限は、いかにNRCが、振動による炉内破損の可能性を重視しているかを示しているという。この事故がはじめて発見されたの

は米国のクーバー原子力発電所で、それは現在、NRCの命令によって50パーセント出力で運転しているという。

ところが驚いたことには、この重大な事態が、すでにわが国の福島2号炉で見つかったということである。詳細は不明だが、まずクーバー発電所でキズが発見され、あわてたジェネラルエレクトリック社(GE)が、同じ型で、しかも丁度運転をとめていた福島2号、3号および浜岡1号にも点検を依頼し、その結果、福島2号でも全く同様のキズが発生していることが分り、急いでNRCに報告したというのが、限られた新聞記事からの推測である。こうした事態を、科学技術庁や通産省は、住民や国民に全く知らせないでいたのである。

わが国のBWR、運転中4基、試運転中2基は、いずれも昨年10月から、点検のために運転をとめている。それは、やはり米国で、9月に炉心冷却用の再循環系統のバイパス管に、さらに、ことしの2月に、非常用炉心冷却系(ECCS)の配管に、それぞれ、ヒビ割れが見つかり、米国のBWRが点検のために運転をとめたのに見習ったのである。この一連の点検で、敦賀、福島1号、浜岡1号の三基について、バイパス管に、また敦賀と福島1号については、ECCS配管に、それぞれ、ヒビ割れが発見され、関係者に大きなショックを与えた。ところが、その後、その点検でOKだった原発さえ、全く運転を開始せず、おかしいなと思っていた矢先に、今回の米国の発表があったわけである。動かないのも道理、GEの指示で、こっそりと点検していたのである。

BWRの炉心が、沸とうしながら高速で駆

けぬける一次冷却水のために、振動が激しいということは、何も今に始ったことではない。科学技術庁は、国民には何も知らせないままに、「限られたタイプの原子炉だけの“異常”だとみており、パイプと支えとの間に空いている穴を埋めて、上昇流が入るのを防げば、問題の振動は起きない」という見解だとのこと。おそらく、GE社あたりの“見解”の口うつしであろうが、希望の見解をいくらつみ重ねても、半身不随の、わが国の原子力発電所の現状を救うことができないことだけは、確かなことであろう。

伊方グループからコメントを提出

米国エネルギー研究・開発局(ERDA)へ

伊方訴訟ニュース第12号でお知らせしましたように、米国のシエラクラブなど環境保護諸団体からの訴えに対して出された、コロンビア地方裁判所の判決に従って、米国原子力委員会(AEC)は、昨年8月から、米国の原子力輸出政策についての環境報告書の作成作業を行ってきました。この一月でAECが解体されてから、このしごとはERDAが引きつぐことになりました。

ERDはこの4月7日付で、環境報告書ができあがるまでの暫定的な期間(今年8月までの1年間)は、現在の輸出政策を続けても環境に重大な影響を与えないとの中間報告書を公表しました。これに対して環境保護諸団体の代理人をつとめる弁護士、グリーンバーグ氏は、伊方グループも含め、米国や諸外国の、この問題に関心をよせている人たちに、「この中間報告はきわめて不十分なので、批判のコメントをERDAあて送ってほしい」

との呼びかけを届けました。そして、これらの人々にERDAから、もしコメントするのなら5月5日までに、との手紙とともに、大部な報告書が送られてきました。

伊方グループの研究者有志で、この報告書を短時間で検討し、米国からの濃縮ウラン輸入量第一位のわが国への影響を、「もし輸出をとめたら、これら諸国のエネルギー政策に大打撃を与えるだろう」ということで片付けられていることを確認し、次のような内容のコメントを提出することにしました。すなわち、米国の輸出政策の前提になっている、わが国の原子力開発計画が、いまや完全に破たんしてしまっていること、輸入燃料を使用する予定の、米国生れの軽水炉が、美兵をはじめ半身不随となっていること、輸入燃料中に作り出される大量の死の灰やプルトニウムの、再処理や廃棄物処理のメドが全く立っていないこと、さらに、伊方訴訟や“むつ”に端的にあらわれている、わが国の原子力行政のお話にならないずさんさ、などを例証を挙げて示し、米国の輸出政策に支えられた現在のわが国の大規模原発建設は、実現のための必要条件を完全に欠いており、しかも、無謀な現在の計画を改めさせようとする運動にとって、米国の政策は阻害要因となってきている。

ERDAは、報告書作成の過程で、わが国の現状をつぶさに分析されるよう希望する、と。このような主旨をタイプ用紙11枚にまとめたコピーを、4月30日付で、ERDAあてに発送しておきました。(Q)

オーストラリア「地球の友」(FOE)からウラン輸出阻止で連帯行動の呼びかけ

さる4月8日付で、有名な環境保護団体、「地球の友」(FOE)のオーストラリア・グループか

ら、伊方グループはじめ日本の反原発運動に参加している個人や団体あてに、つぎのような主旨の呼びかけが届きました。「自分たちは、世界中に環境汚染と核兵器とを広める元兇のウランを、オーストラリア政府が輸出するのをやめさせる運動の一環として、きたる5月20日にキャンベラに着く予定で、メルボルンとシドニーから自転車デモを計画している。キャンベラでは日本大使館へのデモも行うので、日本でも期を一にしてオーストラリア大使館や政府に対するデモを起してほしい」と。オーストラリアでは、きたる7月に、政府のウラン生産計画についての公聴会が予定されており、それに向けて、FOEが中心になって精力的な運動が展開されています。

この呼びかけに応えようと、現在、自主講座や原水禁と具体的スケジュールを検討中です。参加希望の方は事務局に詳細を問合せ下さい。

会計報告 (75.4/6~5/8)

収入

会費	118,000
カンパ	16,300
前月より繰越	195,074
計	329,374

支出

ニュース代	18,000
郵送料	7,260
為替手数料	1,145
会場費	4,800
資料費	19,900
事務用品・コピー代	3,545
計	54,650

繰越金

274,724